

第53回 香川県環境審議会計画部会

～埋立て等に用いる土砂の条例による規制について～

日 時：令和6年10月23日（水）15時30分～

場 所：香川県庁本館12階 第1,2会議室

目次

- 0. 前回(第52回)の審議内容
 - 1. 条例の制定又は改正
 - 2. 規制手法
 - 3. 規制対象
 - 4. 土砂基準・水質基準
 - 5. 必要な手続き
 - 6. 計画変更命令・措置命令・罰則
 - 7. 経過措置
 - 8. 今後のスケジュール案

0. 前回(第52回)の審議内容

<背景>令和3年7月の熱海市で大雨による大量の盛土が崩落し、甚大な人的・物的被害が生じたことを契機に、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律

「宅地造成及び特定盛土等規制法」が成立(令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行)

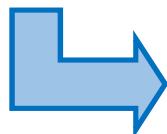
<香川県における盛土等に対する規制の動き>

令和4年 県全域について「災害の防止」及び「生活環境の保全」を目的として盛土等を規制する
新条例制定を検討(法律の上乗せ、横出しする規制対象や規制内容の検討)

令和5年～6年 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の規制区域を検討
→県全域が規制区域に指定される見込み→「災害の防止」については県全域同法で規制



- 災害防止を目的として、埋立て等に用いる土砂等を規制する県独自の条例は不要
- 生活環境保全を目的とし、埋立て等に用いる土砂等を規制する必要性は残っている



条例の制定又は改正が必要

0. 前回(第52回)の審議内容

<埋立て等に用いる土砂等を規制する条例について>

◆目的

- 埋立て等に用いる土砂等による土壤汚染を防止し、もって**生活環境を保全**する

◆概要

- 土砂基準を設定**し、土砂基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等を禁止
※土砂基準：土砂等の汚染状態の基準

- 一定規模以上の埋立て等**(埋立て、盛土、一時堆積)を行う場合は、事前に計画を知事に提出することを義務付け



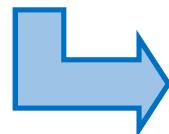
- 知事による計画変更、埋立て等の停止、汚染防止などの措置の**命令**
- 手続違反、土砂基準違反、命令違反に対する**罰則**を規定

I. 条例の制定又は改正

- 同じ目的の条例が既にある場合は、当該条例の改正で対応が可能か検討
- 当該条例の改正で対応が不可能な場合に、新規制定を検討



埋立て等に用いる土砂を規制する条例の目的	既存の条例 (香川県生活環境の保全に関する条例)
埋立て等に用いる土砂等による土壤汚染を防止し、もって生活環境を保全する	第1条 この条例は、公害の防止その他の環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。



同じ目的である「香川県生活環境の保全に関する条例」の改正で対応が可能か検討

I. 条例の制定又は改正

香川県生活環境の保全に関する条例(昭和46年香川県条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、**公害の防止**その他の環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、**生活環境を保全**することを目的とする。



目的に「**生活環境を保全**」することが含まれている

(定義)

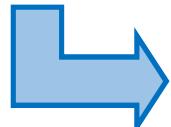
第2条 この条例において「**公害**」とは、香川県環境基本条例(平成7年香川県条例第4号)第2条第2項に規定する公害をいう。

○香川県環境基本条例第2条第2項

「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、**土壤の汚染**、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は**生活環境**(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。



公害(**土壤の汚染**)の防止等に関する規制が規定されている



香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正することで対応が可能

I. 条例の制定又は改正

香川県生活環境の保全に関する条例の目次

第1章 総則

第2章 公害の防止等に関する規制

第1節 大気汚染対策

第1款 ばい煙に関する規制

第2款 粉じんに関する規制

第2節 水質汚濁対策

第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準

第2款 排出水に関する規制

第3款 水質排出水に関する規制

第3節 土壌及び地下水の汚染対策

第3節の2 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策

第4節 地下水の保全及び利用対策

第5節 騒音対策

第6節 振動対策

第3章 地球温暖化対策

第4章 自動車等の排出ガス対策

第5章 その他の生活環境への負荷の低減

第1節 水環境への負荷の低減

第2節 生活環境の静穏の保持

第3節 屋外燃焼行為の制限等

第4節 投光器の使用の禁止等

第6章 雜則

第7章 罰則

附則

節を追加

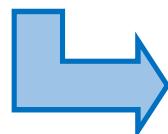
2. 規制手法

- 前提: 県民の権利・自由の制限は、必要最小限度のものとしなければならない。

- 許可制と届出制の比較

	許可制	届出制
意義	ある種の県民の活動を一般的に禁止したうえで、県民からの申請に基づき審査を行い、一定の要件に合致する場合、禁止を個別具体的に解除する法的仕組み	県民がある行動をとる前又は後に、行政機関への届出を義務付ける仕組み
特徴	申請後に県が審査を行い許可されなければ行為ができない	形式上の要件を満たす届出後は、行為が可能
立法例	森林法の林地開発行為の許可 都市計画法の開発行為の許可	森林法の伐採及び伐採後の造林の届出 土壤汚染対策法の土地の形質変更の届出

- 届出制は、行政庁の諾否の応答を求めるものではなく、情報を提出する義務を課すにとどまるため、一般的には、県民の側からみれば許可制よりも規制が緩和されたものといえる。



届出制では条例の目的を達成できない場合に、許可制を検討する。

2. 規制手法

盛土規制法のように、行為を一般的に禁止する必要は無いのか？

→ 災害発生防止を目的とする盛土規制法と異なり、**直ちに生命身体に生ずる危険性が低く**、また、健全であれば**土砂自体は有益であること**から、一般的に禁止する必要は無い。

埋立て等の着手前に、知事が計画を確認すべきでは？

→ **着手前に**埋立て等の計画内容についての届出を義務付けることで確認可能

届出がされれば、知事が計画内容を確認する前に、埋立て等が着手されるのではないか？

→ 届出後**一定期間経過**しなければ埋立て等に着手できないようにすることで対応可能

届出の内容が基準に適合しない場合に、着手前に埋立て等を止めることはできるのか？

→ 届出内容が基準に適合しない場合に知事が**計画変更命令**を行えるようにすることで止めることができる。

届出の内容を知事が確認するために、土壤検査等の厳格な審査が必要ではないか？

→ 届出の添付書類として**土砂基準に適合していることを証する書類**を求めて審査可能

→ 届出制で、埋立て等に用いる土砂等による土壤汚染を防止し、もって生活環境を保全する目的が達成できる。

3. 規制対象

	規制対象		対象外
物	土砂等 (土砂に混入し、又は吸着した物を含む)		廃棄物処理法の廃棄物
行為	土砂等による埋立て等 (埋立て、盛土、一時堆積)  埋立て  盛土  一時堆積		廃棄物処理法の許可を受けた廃棄物処理施設内の埋立て等 土壤汚染対策法の要措置区域等内の埋立て等 その他
区域	県内全域		—
規模	届出不要※ 届出必要	3,000m ² 未満 3,000m ² 以上	国又は地方公共団体が行うもの 非常災害のための応急措置として行うもの 軽易なもの

※届出不要なものであっても、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等や当該埋立て等を行う者の土地の提供は禁止

4. 土砂基準・水質基準

土壤の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)に準じて下表のとおり設定

○環境基本法(抜粋)

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、**土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について**、それぞれ、人の健康を保護し、及び**生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。**

項目	カドミウム	全シアン	有機燐(りん)	鉛	六価クロム	砒(ひ)素	総水銀	アルキル水銀
条件 (※1)	0.003mg/l以下	検出されないと	検出されないと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下 (※2)	0.0005mg/l以下	検出されないと
項目	PCB	銅	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
条件	検出されないと	125mg/kg未満(※3)	0.02mg/l以下	0.002mg/l以下	0.002mg/l以下	0.004mg/l以下	0.1mg/l以下	0.04mg/l以下
項目	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
条件	1mg/l以下	0.006mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.002mg/l以下	0.006mg/l以下	0.003mg/l以下	0.02mg/l以下
項目	ベンゼン	セレン	ふつ素	ほう素	1,4-ジオキサン	※1 土砂基準については、検液1リットル中の数値とする。 測定方法は、土壤の汚染に係る環境基準に定める方法等による ※2 農用地(田に限る)においては、さらに、土壤1kgにつき15mg未満であること ※3 農用地(田に限る)において、土壤1kgにつき125mg未満であること		
条件	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.8mg/l以下	1mg/l以下	0.05mg/l以下			

5. 必要な手続き

時 期		事業者の行う主な手続き	主な添付書類
埋立て等前	60日前(県外土砂)	埋立て等の実施の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等の利用計画平面図 ・区域表土の土砂基準適合証明書 ・浸透水採取の措置図 ・利害関係人の同意書 ・周辺住民周知等報告書 ・関係市町長説明報告書
	30日前(県内土砂)		
	60日前(県外土砂)	土砂等の搬入の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等採取場所証明書 ・搬入土砂(県外土砂のみ)の土砂基準適合証明書
	3日前(県内土砂)		
埋立て等実施中	搬入の都度	展開検査等	—
		土砂等管理台帳作成	—
	1年毎	定期報告	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等施行状況報告 ・浸透水水質検査結果報告書
	隨時	関係書類等の縦覧	—
埋立て等完了時	10日以内	完了等の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等施行状況報告 ・浸透水水質検査結果報告書
埋立て等完了後	5年間	関係書類の保存	—

6. 計画変更命令・措置命令・罰則

計画変更命令・措置命令

- 埋立て等前

- 埋立て等の実施の届出

- 基準不適合→**実施の計画の変更命令**

- 土砂等の搬入の届出

- 基準不適合→**搬入の計画の変更命令**

- 埋立て等実施中

- 基準不適合→**土砂の除去等措置命令**

- 埋立て等完了時

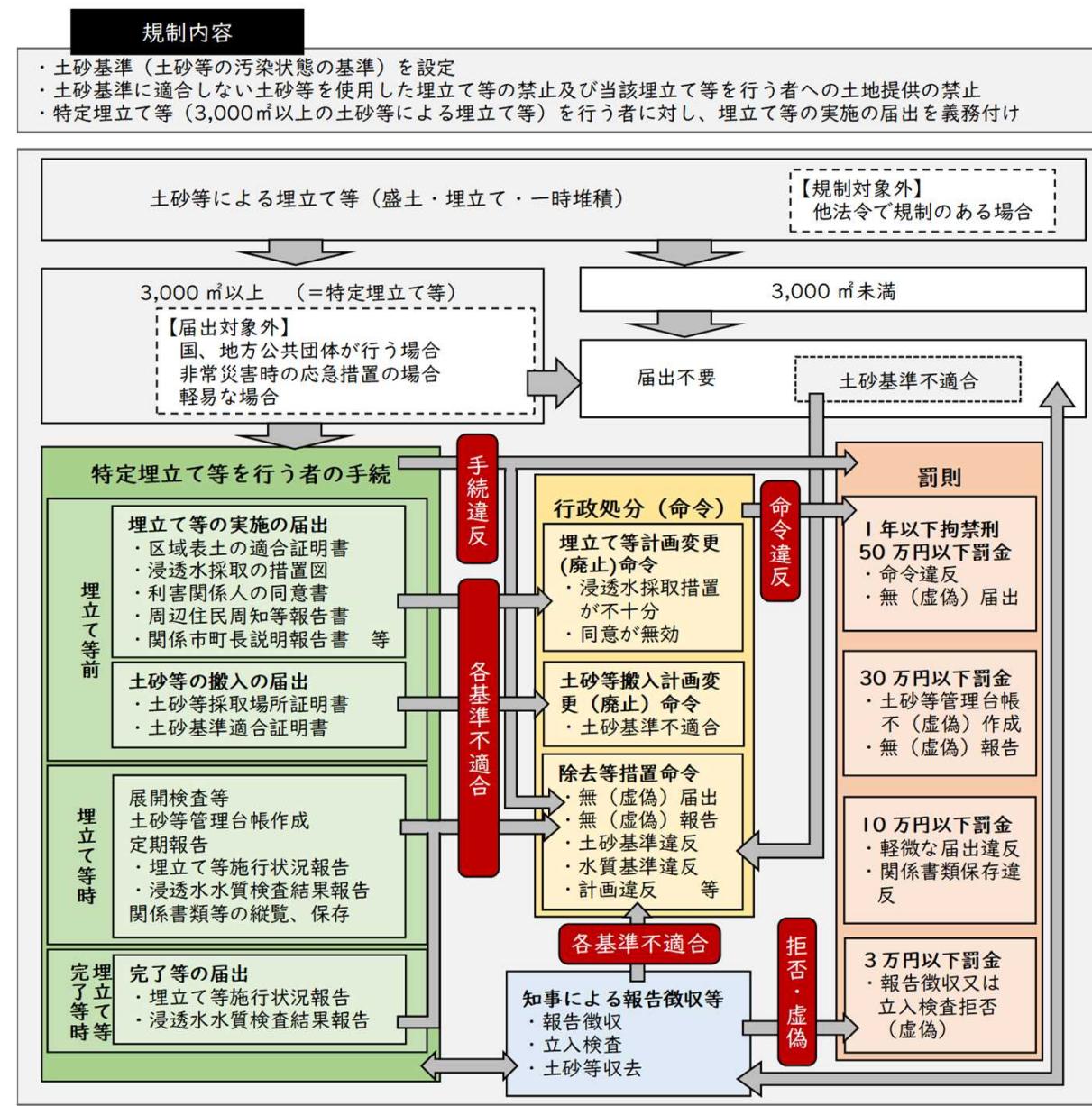
- 基準不適合→**土砂の除去等措置命令**

罰則

- 手続違反・命令違反に対する罰則（上限：1年以下拘禁刑又は50万円以下罰金）

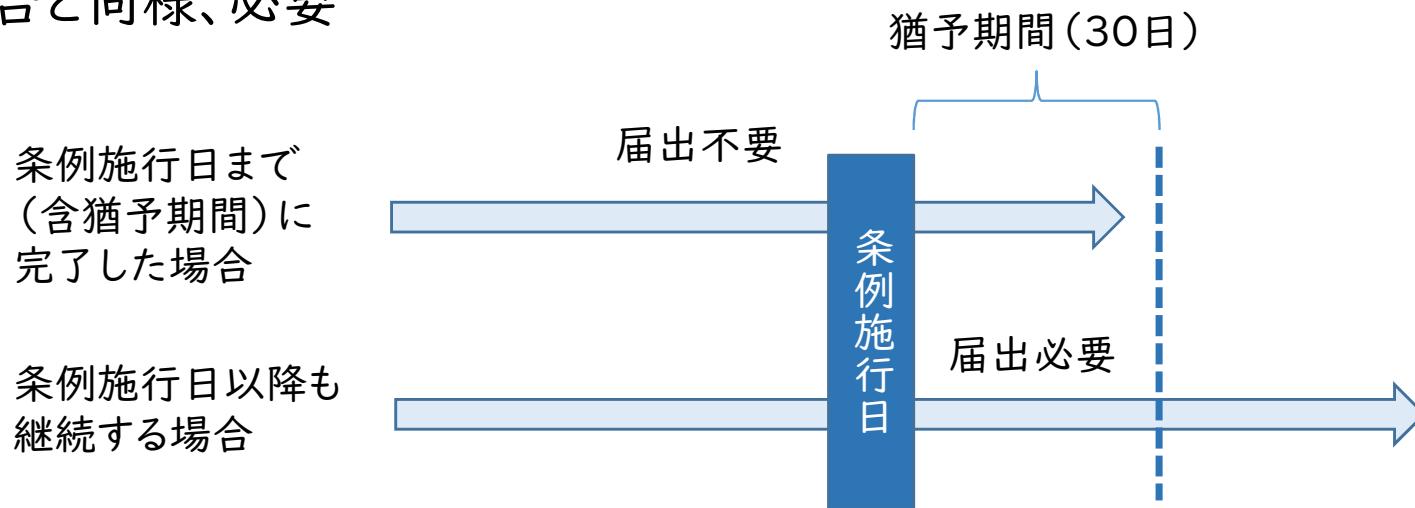
(参考)

全体図



7. 経過措置

- 条例の施行の際に埋立て等を行っている場合は、猶予期間内に、届出を行うことで、引き続き埋立て等を行うことを可能とし、規制の対象とする。ただし、猶予期間内に埋立て等が完了したときは届出不要とする。
- 水質検査結果報告等の手続きは、条例の施行日以降に新たに埋立て等を行う場合と同様、必要



8. 今後のスケジュール案

時期	香川県生活環境の保全に関する条例	盛土規制法
R6	7月 環境審議会への諮問・審議(1回目)	規制区域指定に関する市町意見照会
	10月 環境審議会審議(2回目)	規制区域指定に関するパブリック・コメント実施
	11月 環境審議会の答申	
	12月 パブリック・コメント実施 市町意見照会	規制区域指定に関するパブリック・コメント結果発表
R7	1月 パブリック・コメント結果発表	
	2月 議会に改正条例案を上程	
	10月 改正条例・規則施行	運用開始(規制区域指定の公示)